

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八女市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を与えることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

住民基本台帳事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

福岡県八女市長

公表日

平成27年1月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳関連事務
②事務の概要	<p>市町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>八女市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②転入、転居、転出、世帯変更等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知⑤本人又は同一の世帯に属する者、その他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会⑧住民からの請求に基づく住民票コード及び個人番号の変更⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付⑩個人番号カード等を用いた本人確認 <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、今後、総務省令により機構に対する事務の一部の委任が認められる予定である。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p> <p>※詳細は(別添1)事務の内容を参照。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">1. 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※)3. 団体内統合利用番号連携サーバ4. 中間サーバ <p>※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村コミュニケーションサーバ(以下、「市町村CS」という)において管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル (2) 本人確認情報ファイル (3) 送付先情報ファイル(番号法第7条第1項)	
3. 個人番号の利用	
	<ol style="list-style-type: none">1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)<ul style="list-style-type: none">・第7条(指定及び通知)・第16条(本人確認の措置)・第17条(個人番号カードの交付等)2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点)

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [実施する] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> </div> </div>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>なし</p> <p>※住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活福祉部市民課
②所属長	井上 寿代
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>総務部総務課総務法制係 〒834-8585 福岡県八女市本町647番地</p> <p>電話番号:0943-23-1111 メールアドレス:soumu@city.yame.lg.jp</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>市民生活福祉部市民課市民係 〒834-8585 福岡県八女市本町647番地</p> <p>電話番号:0943-23-1115 メールアドレス:shiminkakari@city.yame.lg.jp</p>

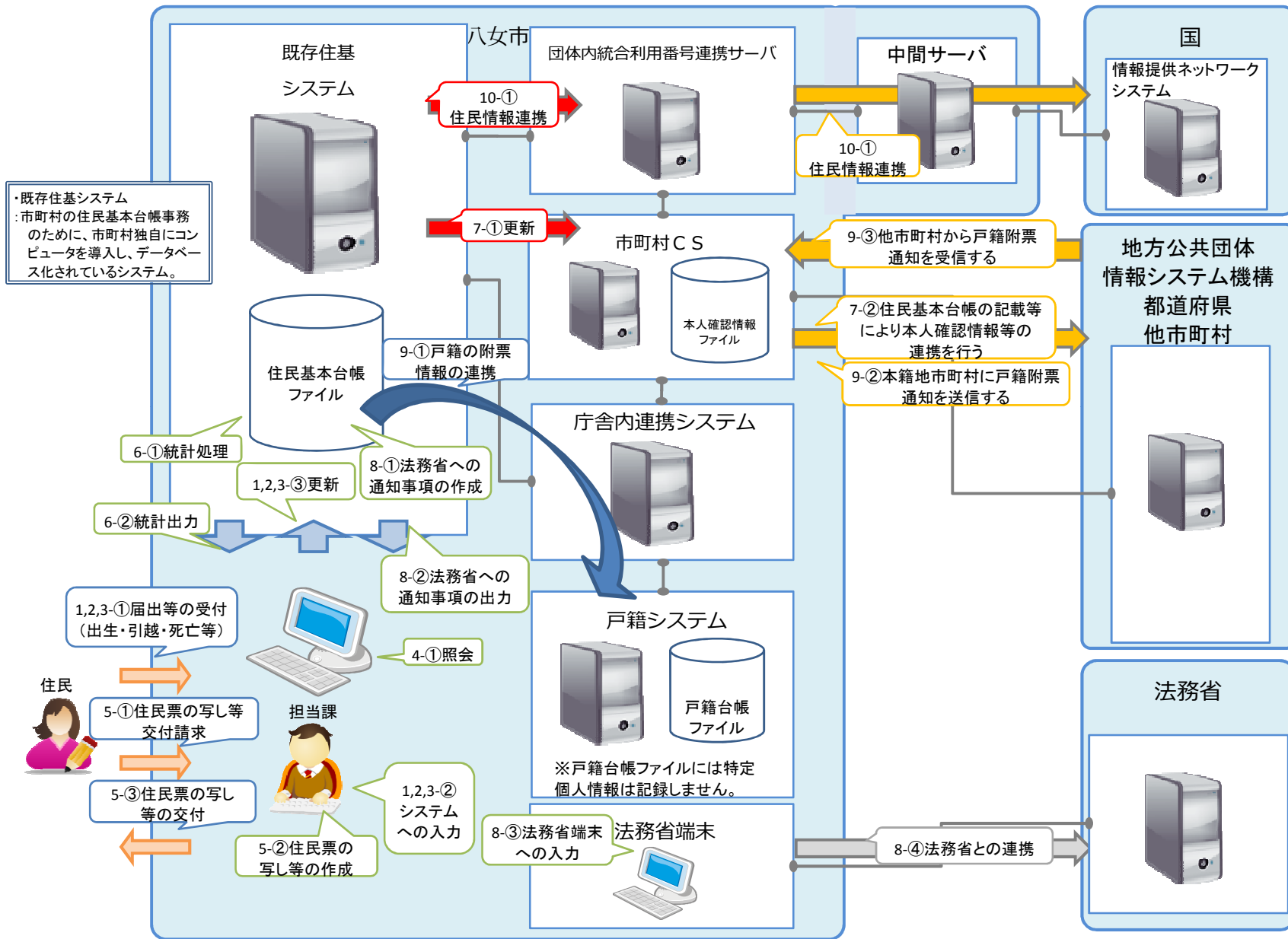
II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

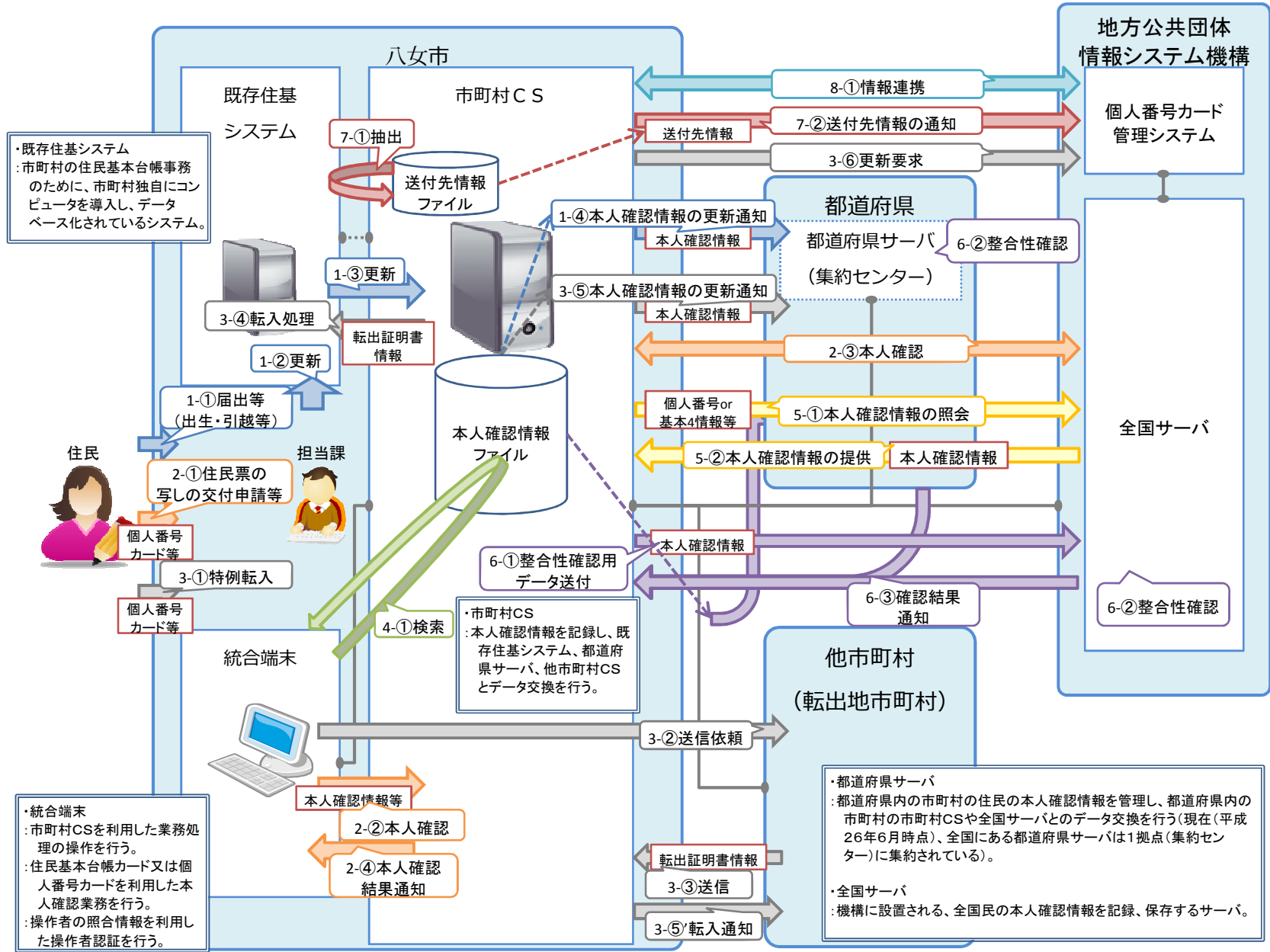
(別添1) 事務の内容 「(1)住民基本台帳ファイル」を取り扱う事務の内容(既存住基システムを中心とした事務の流れ)



(備考) 「(1)住民基本台帳ファイル」を取り扱う事務の内容

1. 住民基本台帳の記載に関する事務
 - 1-①.住民から転入、出生等の届出等を受け付ける。
 - 1-②.既存住基システム端末に異動情報の入力をする。
 - 1-③.住民基本台帳ファイルを更新する。
2. 住民基本台帳の記載変更に関する事務
 - 2-①.住民から転居等の届出等を受け付ける。
 - 2-②.既存住基システム端末に異動情報の入力をする。
 - 2-③.住民基本台帳ファイルを更新する。
3. 住民基本台帳の削除に関する事務
 - 3-①.住民から転出、死亡等の届出等を受け付ける。
 - 3-②.既存住基システム端末に異動情報の入力をする。
 - 3-③.住民基本台帳ファイルを更新する。
4. 住民基本台帳の照会
 - 4-①.基本4情報の組み合わせや個人番号をキーワードとして、既存住基システム端末により住民基本台帳を検索する。
5. 帳票の発行に関する事務
 - 5-①.住民から住民票の写し等の交付申請を受け付ける。
 - 5-②.既存住基システム端末を操作し、該当証明書を作成、発行する。
 - 5-③.発行した住民票の写し等の証明書を住民に交付する。
6. 住民基本台帳の統計
 - 6-①.既存住基システムにて各種統計処理を行う。
 - 6-②.既存住基システムにより各種統計情報を出力する。
7. 住基ネットとの連携
 - 7-①.本人確認情報に変更等があった場合、市町村CS内の本人確認情報ファイルを更新する。
 - 7-②.更新された本人確認情報ファイルを機構、都道府県、各市町村と連携する。
8. 法務省への通知事項の作成
 - 8-①.既存住基システムにて外国人住民等の住民票記載情報等の通知情報を作成する。
 - 8-②.既存住基システムにより外国人住民等の住民票記載情報等の通知情報を出力する。
 - 8-③.法務省端末に外国人住民等の住民票記載情報等の通知情報を入力する。
 - 8-④.法務省端末を通じて法務省と連携する。
9. 戸籍システムとの連携
 - 9-①.八女市に住所及び本籍を置いている住民の戸籍の附票の情報を連携する。
 - 9-②.八女市に住所を置いている住民の住民基本台帳異動情報を本籍地市町村に送信する。
 - 9-③.八女市に本籍を置いている住民の戸籍の附票の情報を他市町村から受信する。
10. 情報提供ネットワークとの連携
 - 10-①.住民情報を情報提供ネットワークシステムと連携する。

(別添1)事務の内容 「(2)本人確認情報ファイル」及び(3)送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容(市町村CSを中心とした事務の流れ)



※個人番号カードに係る事務(通知カード/個人番号カードの発行・送付など)については地方公共団体情報システム機構(機構)が評価書を作成しますので、機構が評価する「住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務」をご覧ください。

(備考) 「(2)本人確認情報ファイル」及び「(3)送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容

1. 本人確認情報の更新に関する事務

- 1-①.住民から転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける。
- 1-②.市町村の住民基本台帳(既存住基システム)を更新する。
- 1-③.市町村の住民基本台帳にて更新された住民情報を基に、市町村CSの本人確認情報を更新する。
- 1-④.市町村CSにて更新された本人確認情報を当該都道府県の都道府県サーバに通知する。

2. 本人確認に関する事務

- 2-①.住民から、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける。
- 2-②,③.統合端末において、住民から提示された個人番号カードに記録された住民票コード(又は法令で定めた書類に記載された4情報)を送信し、市町村CSを通じて、全国サーバに対して本人確認を行う。
- 2-④.全国サーバから、市町村CSを通じて、本人確認結果を受領する。

3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)

- 3-①.転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認(「2. 本人確認」を参照)を行う。
- 3-②.統合端末により、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行う。
- 3-③.市町村CSにおいて、転出地市町村から転出証明書情報を受信する。
- 3-④.既存住基システムにおいて、市町村CSから転出証明書情報を受信し、転入処理を行う。
- 3-⑤.市町村CSにより、既存住基システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報を転出地市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。
- 3-⑥.転入処理完了後、個人番号カードの継続利用処理を行い、個人番号カード管理システムに対し、個人番号カード管理情報の更新要求を行う。

4. 本人確認情報検索に関する事務

- 4-①.基本4情報の組み合わせをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。
※検索対象者が自都道府県の住所地市町村以外の場合は都道府県サーバ、他都道府県の場合は全国サーバに対してそれぞれ検索の要求を行う。

5. 機構への情報照会に係る事務

- 5-①.機構に対し、個人番号又は基本4情報をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 5-②.機構から、当該個人の本人確認情報を受領する。

6. 本人確認情報整合に係る事務

- 6-①.市町村CSにより、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-②.都道府県サーバ及び全国サーバにおいて、市町村CSから受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて、保有する本人確認情報の整合性確認を行う。
- 6-③.都道府県サーバ及び全国サーバから、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

7. 送付先情報通知に関する事務

- 7-①.既存住基システムにより、当該市町村における個人番号カードの交付対象者の送付先情報を抽出する。
- 7-②.個人番号カード管理システムに対し、送付先情報を通知する。

8. 個人番号カード管理システムとの情報連携

- 8-①.個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。